

＜毒物劇物輸入業・製造業＞

＜毒物劇物販売業＞

登録申請の手引き

令和7年4月

福井県健康福祉部健康医療局

医薬食品・衛生課

目 次

第1章 毒物劇物営業について

- 1 毒物及び劇物取締法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 毒物劇物販売業の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 登録等の手続きについて

- 1 新規登録申請の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 登録更新申請の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 登録変更申請の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 変更の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 登録票の書換え・再交付の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 6 廃止の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 毒物劇物の譲渡手続きについて

- 1 毒物劇物営業者に販売授与する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 一般の人又は毒物劇物営業者でない者に販売授与する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 交付の際の注意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 4 安全性情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4章 毒物劇物の取扱い

- 1 毒物劇物の保管・表示・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 毒物劇物の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 毒物劇物の廃棄・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 4 事故の際の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 5 日常の点検管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 6 毒物劇物危害防止規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第5章 その他

- 1 毒物劇物取扱責任者の資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2 毒物劇物取扱者試験合格証・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 3 毒物劇物取扱者試験合格証の書き換え・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 4 毒物劇物取扱者試験合格証の再交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第1章 毒物劇物営業について

1 毒物及び劇物取締法の概要

(1) 毒物劇物の定義

◎毒物

- ① 法別表第1に掲げる物で、医薬品及び医薬部外品以外のもの
EPN、黄燐、シアン化ナトリウム、水銀、ひ素、パラチオンなど
- ② 毒物及び劇物指定令（以下「指定令」という。）第1条で指定されたもの
五塩化リン及びこれを含有する製剤、燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤、パラチオンを含有する製剤など

◎劇物

- ① 法別表第2に掲げる物で、医薬品及び医薬部外品以外のもの
アンモニア、塩酸、過酸化水素、キシレン、クレゾール、クロロホルム、酢酸エチル、硝酸、水酸化カリウム、水酸化ナトリウム、メタノール、トルエン、ホルムアルデヒド、硫酸など
- ② 指定令第2条で指定されたもの
亜硝酸塩類、塩素、クロルピクリンを含有する製剤、四塩化炭素を含有する製剤、重クロム酸塩類及びこれを含有する製剤など

◎特定毒物

- ① 毒物であって、法別表第3に掲げるもの
モノフルオール酢酸、四アルキル鉛など
- ② 指定令第3条で指定されたもの
メチルパラチオンを含有する製剤、四アルキル鉛を含有する製剤など

(2) 法の規制を受ける者

◎毒物劇物営業者

① 製造業者	毒物劇物を製造する者	知事登録
② 輸入業者	毒物劇物を輸入する者	
③ 販売業者	毒物劇物を販売する者	知事登録（福井市を除く）

◎毒物劇物研究者等

① 特定毒物研究者	知事許可
② 特定毒物使用者	品目等により知事指定 （福井市を除く）

◎毒物劇物業務上取扱者（届出を要する者、法第22条第1項）

① 無機シアン化合物を使用する電気メッキ業者	知事届出（福井市を除く）
② 無機シアン化合物を使用する金属熱処理業者	知事届出（福井市を除く）
③ 法施行令別表第2に掲げるものを、最大積載量5 t以上の自動車若しくは牽引自動車（大型自動車）に固定された容器を用い、又は内容積1,000 ℓ以上（四アルキル鉛は200 ℓ以上）の容器を大型自動車に積載して運送の事業を行う者	知事届出（福井市を除く）
④ しろありの防除を行う事業（ヒ素化合物及びこれらを含む製剤）	知事届出（福井市を除く）

◎毒物劇物業務上取扱者（届出を要しない者、法第22条第5項）

法施行規則別表第4に掲げる毒物劇物以外の毒物劇物を業務上取り扱う者で、毒物劇物営業者、法第22条第1項該当者、特定毒物研究者及び特定毒物使用者以外の者（工場、事業所、学校、研究所など）	届出不要
--	------

2 毒物劇物販売業の種類

販売業の登録には、次の3種類があります。取り扱おうとする毒物劇物の種類に応じ、いずれかの販売業の登録を店舗ごとに受けること。また、毒物劇物を直接取扱わない場合でも登録が必要です。

◎ 一般販売業

いずれの毒物又は劇物も販売することができる。

◎ 農業用品目販売業

農業上必要な毒物又は劇物でかつ法施行規則別表第1に掲げる毒物又は劇物のみを販売することができる。

EPN、メチルジメトン、DDVP、リンデン、ダイアジノンなどを含有する製剤など。

◎ 特定品目販売業

特定の品目の劇物及び法施行規則別表第2に掲げる劇物のみを販売することができる。

塩化水素、過酸化水素、水酸化カリウム、水酸化ナトリウムなどを含有する製剤やメタノール、トルエンなど。

第2章 登録等の手続きについて

1 新規登録申請の手続き

(1) 手続きが必要な場合

- ア 新たに登録しようとする場合
- イ 移転する場合
- ウ 営業者が変わる場合（法人化等を含む）
- エ （販売業の場合）業種を変更する場合（あらかじめ新規申請を行い、旧登録を廃止）

(2) 必要な書類

ア 輸入業・製造業・販売業

① 毒物劇物輸入業・製造業登録申請書

毒物劇物販売業登録申請書

（添付書類）

- ・ 誓約書
- ・ 申請者が法人の場合は、定款若しくは寄付行為又は登記事項証明書
- ・ 製造所、営業所又は店舗の平面図
- ・ 毒物劇物貯蔵陳列設備の概要図

② 毒物劇物取扱責任者設置届

（添付書類）

- ・ 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類又はその写し
- ・ 毒物劇物取扱責任者の宣誓書
- ・ 毒物劇物取扱責任者の診断書
- ・ 毒物劇物取扱責任者との雇用契約書

③ 手数料

輸入業・製造業 27,200円

販売業 14,700円

イ 販売業で直接に現品を取扱わない場合

① 毒物劇物販売業登録申請書

（添付書類）

- ・ 申請者が法人の場合は、定款若しくは寄付行為又は登記事項証明書
- ・ 誓約書

② 手数料

14,700円

※ 伝票操作等により販売、授与する毒物劇物営業者は、実態として設備がないことから、毒物又は劇物の貯蔵設備等の基準は適用されない。（法施行規則第4条の4第2項）

毒物劇物登録申請提出書類

申請書類		通常	販売業で 現品を取扱 わない場合	販売業の店舗を移転する場合	
				現品を取扱 う場合	現品を取扱 わない場合
1	申請書	○	○	○	○
2	誓約書	○	○	×	×
3	製造所、店舗付近の見 取図	○	○	○	○
4	製造所、店舗の平面図	○	○	○	○
5	毒物劇物貯蔵陳列 設備の概要図	○	×	○	×
6	登記事項証明書 (法人のみ)	○	○	×	×
7	手数料	○	○	○	○
8	毒物劇物取扱責任者 設置届	○	×	○	×
9	雇用契約書※ ¹	○	×	×	×
10	取扱責任者の診断書	○	×	○※ ²	×
11	取扱責任者の宣誓書	○	×	○※ ²	×
12	資格を証する書類	○	×	○※ ²	×

※1 雇用契約書：届出者本人が取扱責任者の場合は不要

※2 移転前と同じ取扱責任者の場合には不要

(3) 登録の基準

製造業はア～エ、輸入業、販売業はア、ウ、エが適用されます。

ア 申請者（法第5条）

法の規定により登録を取り消され、取消の日から起算して2年を経過していない者でないこと

イ 製造所の設備基準

毒物又は劇物の製造作業を行う場所は、次に定めるところに適合するものであること。

- ・ コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造とする等その外に毒物又は劇物が飛散し、漏れ、しみ出若しくは流れ出、又は地下にしみ込むおそれない構造であること。
- ・ 毒物又は劇物を含油する粉じん、蒸気又は廃水の処理に要する設備又は器具を備えていること。

ウ 毒物又は劇物の貯蔵設備等

毒物又は劇物の現品を取扱う場合には、その貯蔵設備や陳列設備などは、次の構造設備の基準が適用されます。

① 貯蔵設備の基準

- ・ 毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること
- ・ 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること
- ・ 貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること
- ・ 毒物又は劇物を貯蔵する場所に鍵をかける設備があること。ただし、その場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵が設けられていること

② 陳列設備の基準

- ・ 毒物又は劇物を陳列する場所に鍵をかける設備があること

③ 運搬用具の基準

- ・ 毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること

エ 毒物劇物取扱責任者の設置（法第7条第1項）

毒物又は劇物の現品を取扱う場合、店舗ごとに毒物劇物取扱責任者を置き、保健衛生上の危害の防止に当たらなければなりません。

2 登録更新申請の手続き

(1) 手続きが必要な場合

登録期限が満了する1ヶ月程前になった場合

(2) 必要な書類

- ア 毒物劇物製造業・輸入業登録更新申請書
毒物劇物販売業登録更新申請書
- イ 登録票
- ウ 前回登録更新以降に製造（輸入）した品目のリスト（有機シアン化合物を取り扱う場合限る。）*¹

(3) 手数料

毒物劇物製造業・輸入業登録更新手数料	10,200円
毒物劇物販売業登録更新手数料	6,400円

3 登録変更申請の手続き

(1) 手続きが必要な場合

製造業または輸入業の登録を受けた者が、登録を受けた毒物または劇物以外の毒物または劇物を製造または輸入しようとする場合（有機シアン化合物を新たに登録しようとする場合、既に有機シアン化合物を登録していれば登録変更申請不要）*¹

(2) 必要な書類

- ア 毒物劇物製造業・輸入業登録変更申請書
- イ 追加で登録を受けようとする毒物または劇物に関する製造施設、保管設備に関する施設の概要、SDSシート、包装表示、製造（輸入）品目一覧

(3) 手数料

毒物劇物製造業・輸入業登録変更手数料	5,200円
--------------------	--------

*1 令和6年9月20日付け医薬発0920第12号「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令の施行について」参照

4 変更の手続き

(1) 手続きが必要な場合

下記の内容に変更が生じた場合（変更後30日以内）に変更届を提出する。

- ア 営業者の氏名又は住所（法人の場合、名称又は主たる事務所の所在地）
- イ 製造所、店舗の構造設備の主要部分
- ウ 製造所、店舗の名称
- エ 毒物劇物取扱責任者

(2) 必要な書類

変更内容	必要書類	備考
営業者の氏名又は住所	変更届 氏名変更時は戸籍謄（抄）本 （法人の場合は登記事項証明書）	・製造所、店舗（営業所） が移転した場合は、新規登録が必要
構造設備の主要部分	変更届 変更前と変更後の平面図及び 製造設備、貯蔵陳列設備の概要図	
製造所、店舗の名称	変更届	
毒物劇物取扱責任者	毒物劇物取扱責任者変更届 取扱責任者の診断書 取扱責任者の誓約書 取扱責任者との雇用契約書 取扱責任者の資格を証する書類	・取扱責任者の住所、氏名の変更の場合は不要 ・雇用契約書は、営業者本人の場合は不要

5 登録票の書換え・再交付の手続き

(1) 書換え交付申請

ア 手続きが必要な場合

登録票の記載事項に変更が生じた場合、登録票の書換え交付を申請することができる。

イ 提出書類 登録票書換え交付申請書
登録票

ウ 手数料 2,400円

(2) 再交付申請

ア 手続きが必要な場合

登録票を破ったり、よごしたり、紛失してしまった場合、登録票の再交付の申請をすることができる。

イ 提出書類 登録票再交付申請書

ウ 手数料 4,000円

※ 伝票操作のみを行う営業所が直接に毒物または劇物を取り扱うこととなった場合
現登録票の書き換え交付申請、再交付申請は不要です。貯蔵設備などの変更に係る変更届をする際に登録票を提出し、新たな登録票の交付を受けてください。

6 廃止の手続き

(1) 手続きが必要な場合

毒物又は劇物の輸入・製造・販売を行わなくなった場合、30日以内に登録票を添えて廃止届を提出すること。

(2) 必要な書類

ア 廃止届

イ 登録票

なお、廃止の際、毒物又は劇物の現品が残っている場合は、その品名、数量及び保管又は処理の方法について具体的に廃止届に記載してください。

第3章 毒物劇物の譲渡手続きについて

販売授与の都度、販売者は次の事項を書面に記載し、5年間保存してください。

また、譲受人の承諾を得て当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法により提出を受けることもできます。

(法第14条第1項、同条第3項、同条第4項)

1 毒物劇物営業者に販売授与する場合

販売側で、書面に所定事項を記載しておけば良いので、伝票中に①～③の事項があれば、譲受人の印は必要ありません。ただし、譲受人が毒物劇物営業者であるか否かについて定期的に確認を行ってください。

- ① 毒物又は劇物の名称及び数量
- ② 販売又は授与の年月日
- ③ 譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

2 一般の人または毒物劇物営業者でない者に販売授与する場合

毒物劇物の購入は必要最少量とさせ、販売授与の都度、譲受人に上記①～③の事項を記載してもらい、印を押した書面の提出を受けてください。

毒物劇物譲受証		
毒物又は劇物	名称	塩酸
	数量	500mL × 1本
販売又は授与の年月日	令和〇年〇月〇日	
譲受人 (法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)	氏名	福井 太郎 印
	職業	会社員
	住所	福井市大手3-17-1
備考	トイレ掃除に使用する	

譲受書への押印の例は下表の通り。

法人の場合	個人の場合
<ul style="list-style-type: none"> ● 法人代表印（丸印）、 ● 当該事業所の譲受書専用印（丸印） ● 社印（角印） + 担当者の押印 ● 担当者の押印 + 法人とその担当者の関係性が分かる書面（社員証等）の確認 + 所属、役職等を併記 ● 担当者の押印 + 譲受者の事業所での受け渡し 	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該個人の押印 + 書面（身分証等）の確認

3 交付の際の注意点

交付の際、身元確認を行うとともに使用目的、使用場所、使用時期等をたずねること。

ア 交付の制限（法第15条第1項）

- ① 18歳未満の者や取り扱いに不安のある者には交付しないこと
- ② 心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行なうことができない者
- ③ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

※「交付」とは

物理的に物を手渡す行為であり、たとえ18歳以上の者の作成した正式な委任状や譲受書をもっていたとしても、直接受け取る人が18歳未満であれば毒物劇物を手渡すことはできません。

イ その他の注意事項

- ① 引火性、爆発性のある劇物
 - ・ 亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤（30%以上）
 - ・ 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤（35%以上）
 - ・ ナトリウム
 - ・ ピクリン酸
- ② シアン化ナトリウム等の無機シアン化合物
- ③ パラコート等の毒物又は劇物たる農薬
- ④ 亜硝酸等の毒物
- ⑤ トルエン、トルエンを含有するシンナー等の交付にあたっては、次の点にも注意してください。
 - ・ 相手の住所、氏名を確認する。
（身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等による確認）
 - ・ 確認事項を帳簿に記録し、5年間保存する。
譲受書の他に、交付確認書にも記録してください。
（法第15条第2項、同条第3項、同条第4項、法施行規則第12条の2、同規則第12条の3）

4 安全性情報の提供

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、譲受人に対し、当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報をSDS（安全データシート）等により提供しなければなりません。

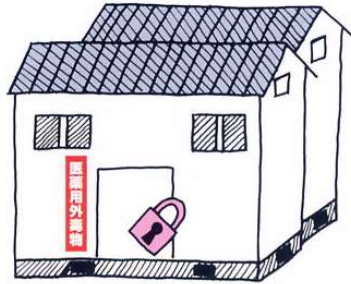
また、提供しなければならない情報の内容は、毒物劇物営業者の住所・氏名、毒物又は劇物の別、名称並びに成分及びその含量、応急措置、火災時の措置、漏出時の措置、取扱い及び保管上の注意、暴露の防止及び保護のための措置、物理的及び化学的性質、安定性及び反応性、毒性に関する情報、廃棄上の注意、輸送上の注意です。

第4章 毒物劇物の取扱い

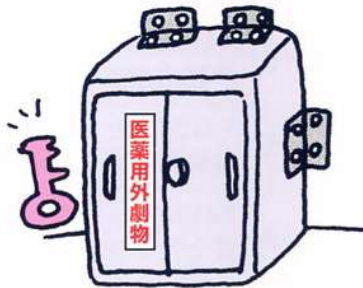
1 毒物劇物の保管・表示

(1) 保管設備

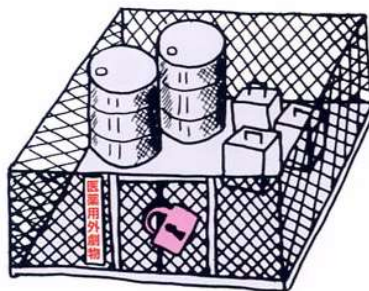
ア 毒物劇物が盗まれたり、紛失したりすることのないように保管しなければならない。
(法第11条第1項)



① 毒物劇物は他の物と区別して、施錠できる堅固な設備に保管する。



② 地震などによる転倒を防ぐため、保管庫を壁や床に固定する。



- ③ やむを得ない理由により屋外に保管する場合は、頑丈な柵を設ける。
 - ④ 紛失等の防止のために、鍵の管理を徹底し、保管している毒物劇物の種類・数量などを常に把握する。
- ※ 薬物乱用につながるシンナー等の薬品類の盗難にも注意してください。

イ 貯蔵場所には、「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の文字を表示すること。
(法第12条第3項)

(2) 表示

ア 毒物劇物の容器及び被包に下記のような表示をすること。(法第12条第1項)

- ① 毒物 赤地に白色をもって 「医薬用外毒物」
- ② 劇物 白地に赤色をもって 「医薬用外劇物」

イ 毒物劇物業者はその容器及び被包に下記の事項を表示しなければ、毒物又は劇物を販売し、又は授与してはならない。(法第12条第2項)

- ① 毒物又は劇物の名称
- ② 毒物又は劇物の成分及びその含量
- ③ 製造業、輸入業者の氏名及び住所（製造業・輸入業のみ）（法人にあっては、法人の名称および主たる事務所の所在地）
- ④ 塩酸、硫酸、DDVPを製造または輸入する場合には、取扱注意事項（省略）

ウ 販売業者が、購入者の要望により毒物劇物の直接の容器又は直接の被包を開いて、毒物劇物を販売授与する場合には、販売業者に対して、次の項目の表示が義務付けられています。(規則第11条の6第4項)ただし、需要を見込んであらかじめ小容器などに入れておくことはできません。

- ① 販売業者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ② 毒物劇物取扱責任者の氏名

ラベル

名 称
成 分
含有量
販売者 住所・氏名
毒物劇物取扱責任者

2 毒物劇物の取扱い

(1) 取扱い方法

- ア 毒物劇物が地下にしみ込まないように、床面はコンクリートなどにすること。
- イ 貯蔵するタンクの周囲には、流出防止のための防液堤などを設けること。

(2) 運搬方法

- ア 運搬中に毒物劇物の容器が転倒・落下しないようにロープ等で固定する。
- イ トラックの荷台にはビニールシートやゴムマットを敷き、運搬事故に対応するために中和剤・吸収剤を積んでおくこと。
- ウ 一回の運搬につき 1,000kg を超える毒物劇物を運搬業者に依頼する場合は、あらかじめ運搬業者に名称・成分・含量・数量及び事故の際の応急処置方法を記載した書面を

交付すること。

※ 毒物劇物の運搬容器には、その成分・数量等に応じて別途詳細な基準が定められていますので健康福祉センター（保健所）に問い合わせてください。また、消防法や高圧ガス取締法等で併せて規制を受ける者はそれぞれの基準に従ってください。

3 毒物劇物の廃棄

- (1) 不用となった毒物劇物を廃棄する場合は、中和、加水分解、酸化、希釈等の方法により適切な処理を行うこと。
具体的な廃棄の方法については、毒物劇物の成分等に応じて処理方法が定められているので健康福祉センター（保健所）に問い合わせてください。
- (2) 自ら廃棄処理ができない場合は、許可を得た産業廃棄物処理業者に処理を委託することができます。
- (3) 河川や公共下水道等に捨てると、水質汚濁防止法、下水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により規制を受ける毒物劇物があるので、それぞれの基準に従ってください。（法第15条の2、法施行令第40条）
- (4) 業務を廃止したときは、廃止届を提出するとともに現に所有する毒物劇物を廃棄する場合は、その処理の方法について廃止届に記載してください。

4 事故の際の措置

(1) 地震・火災などの事故や運搬時における事故の際

- ア 毒物又は劇物
- イ 毒物又は劇物を含有する物
 - ① 毒物の無機シアン化合物を含有する液体状の物
 - ② 塩化水素、硝酸又は硫酸を含有する液体状の物
 - ③ 水酸化カリウム又は水酸化ナトリウムを含有する液体状の物

ア、イの毒物劇物等による事故を起こし、毒物劇物が飛散、漏れ、流出、しみ出、地下浸透した場合で、不特定多数の者に保健衛生上の危害を生じるおそれのある時は、直ちに、事故の状況を最寄りの健康福祉センター（保健所）、警察署又は消防機関（消防本部）に届け出なければなりません。さらに、保健衛生上の危害を防止するために応急措置を講ずることが義務付けられています。（法第16条の2第1項、法施行令第38条）

(2) 盗難・紛失した時

直ちに、その状況を最寄りの警察署に届け出なければなりません。その際、健康福祉センター（保健所）にも報告してください。（法第16条の2第2項）

5 日常の点検管理

(1) 毒物劇物営業者の責務

- ア 毒物劇物の総合的な管理の統括
- イ 毒物劇物の取扱いについて、点検管理や取扱量、在庫量等の把握
- ウ 毒物劇物取扱責任者を指名し、毒物劇物による保健衛生上の危害の防止
- エ 事業者の自主的な規範として毒物劇物危害防止規定の作成

(2) 毒物劇物取扱責任者の業務

- ア 毒物劇物製造設備、貯蔵陳列設備、運搬用具の基準の遵守状況についての点検、管理
- イ 毒物劇物の容器及び被包の表示、貯蔵陳列設備の表示等の遵守状況についての点検
- ウ 毒物劇物の盗難防止や飛散、流出等に係る取扱いの遵守状況についての点検
- エ 毒物劇物の運搬、廃棄に係る適合状況についての点検
- オ 事故時の措置
- カ 毒物劇物の取扱い及び事故時の応急措置等に係る従業員の教育訓練
- キ 関係帳簿の作成、管理
 - ① 定期的な点検管理表（毒物劇物チェックリスト）
 - ② 毒物劇物管理簿（取扱量、在庫量等の管理簿）
現品を取り扱わない場合は、毒物劇物営業者等が販売、購入の把握をしてください。
 - ③ 毒物劇物交付確認帳簿
 - ④ その他保健衛生上の危害防止に関すること

(3) チェックリスト

毒物又は劇物の現品を取り扱う場合には、次のようなチェックリストを作成し、定期的に（1月に1回程度）、貯蔵陳列設備、製品及び譲受書などの書面について遵守状況の点検、管理を行ってください。

確認事項		確認年月日								
		・	・	・	・	・	・	・	・	・
貯蔵 (陳列) 設備	カギの設備									
	常時施錠									
	表示									
	固定									
	飛散・流出防止対策									
	他の物との区別									
	転倒防止									
	改修・異常事態発生時の確認									
製品 チエ ック	「医薬用外劇物」文字 (地一白、文字一赤)									
	その他の表示									
	容器の異常									
書 面	譲受書									
	交付帳簿									
確 認 印	管理責任者 印									
	経営者 印									

裏 面

確認年月日	特 記 事 項

(4) 毒物劇物管理簿

毒物又は劇物の現品を取り扱う店舗では、毒物劇物の取扱量や在庫量等を把握するため、次のような毒物劇物管理簿に記録し、日常の管理を行なってください。

なお、現品を取り扱わない場合にも、販売、購入の把握をしてください。

毒 物 劇 物 管 理 簿

医薬用外 毒物劇物	品名			規格	%	単位	g
	年月日	仕入れ量	販売量	在庫量	購入者 使用目的	販売者 (印)	責任者 (印)
	・	・					
	・	・					
	・	・					
	・	・					
	・	・					
	・	・					
	・	・					
	・	・					
	・	・					

6 毒物劇物危害防止規定

毒物劇物危害防止規定の作成例を下記に示しますので、参考にしてください。

(株)〇〇医薬用外毒物劇物危害防止規定

(1) 目的

本規定は、毒物劇物の管理責任体制を明確にし、もって保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする。

(2) 管理責任者の設置及び業務

ア 毒物劇物の管理に関し、事業所全体を総括的に管理・監督する為、管理責任者〇〇〇〇を置く。

(管理責任者は、毒物劇物取扱責任者又は、施設長等の管理監督ができる立場の者)

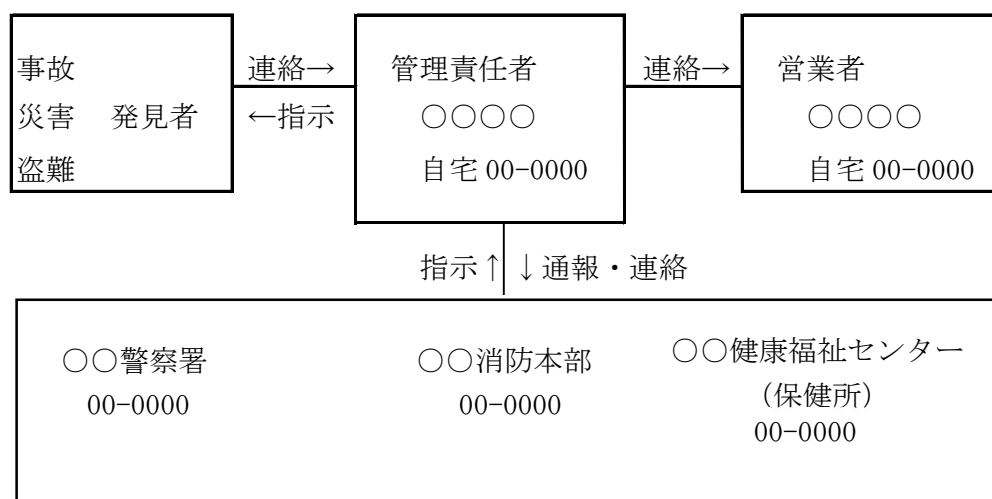
イ 管理責任者は、毒物劇物の取扱いに関し、必要な指示に従業員に与える。

ウ 管理責任者は、毒物劇物管理簿及び取扱い等を定期的に確認し、異常が認められた時は、速やかに必要な措置及び報告を行う。

エ 管理責任者は、毒物劇物チェックリストに基づき貯蔵設備等の点検を行う。

(3) 緊急連絡網

事故が発生した際に、速やかな対応を行い、毒物劇物による危害を最小限にする為に緊急連絡体制を次のとおり定める。



(4) 管理及び取扱い等の規定

ア 取扱う毒物劇物名及び通常保管量

①	規格：	%	単位：	g	通常保管量：	本
②	規格：	%	単位：	g	通常保管量：	本
③	規格：	%	単位：	g	通常保管量：	本

イ 取扱いについて

- ① 保管設備は常時施錠し、必要な時のみ開けることとし、鍵は〇〇〇〇で保管する。
- ② 仕入れ時、保管中の毒物劇物本体及び容器包装に異常が無いか又表示が適切であるかを確認する。
- ③ 販売及び交付にあたっては、譲渡手続（法第 14 条）及び交付の制限（法第 15 条）を遵守する。
- ④ 譲渡手続に係る書面は 5 年間保存する。

ウ 応急の措置及び廃棄について

- ① 流失・飛散の事故を起こした場合は、緊急連絡網に基づき連絡をとり対処するとともに、別紙「応急の措置」により対処し、被害の拡大を防止する。
- ② 廃棄は自己処理が出来る物以外は、許可を得た産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

(5) 教育及び訓練

毎年 4 月及び 10 月に下記の内容の教育訓練を実施する。

- ア 法の規制に関すること
- イ 事故時等の応急措置に関すること
- ウ 毒物劇物の危害性に関すること
- エ 毒物劇物の安全な取扱いに関すること
- オ 防災訓練

第5章 その他

1 毒物劇物取扱責任者の資格

販売業の店舗で、毒物劇物取扱責任者となることができる者の資格は、下記の表のとおりです。

資格	種別	販売業の種別		
		一般	農業用品目	特定品目
薬剤師		○	○	○
高等学校以上の者で応用化学に関する学課を修了したもの		○	○	○
都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者				
◇ 一般毒物劇物取扱者試験合格者		○	○	○
◇ 農業用品目毒物劇物取扱者試験合格者		×	○	×
◇ 特定品目毒物劇物取扱者試験合格者		×	×	○

ただし、欠格条件として次の者は、毒物劇物取扱責任者となることはできません。

- ① 18歳未満の者
- ② 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者
- ③ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ④ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者（法第8条第1項）

「高等学校以上の者で応用化学に関する学課を修了した者」の基準*²については下記の通り

ア 大学等

学校教育法第83条に規定する大学または旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校で応用化学に関する学課を修了した者。応用化学に関する学科とは次の学部、学科とする。必要書類は1.~4.では卒業証明書の写し、5.の場合は卒業証明書の写し及び成績証明書の写し（修得単位が確認できるもの）。

1. 薬学部
2. 理学部、理工学部又は教育学部の化学科・理学科（化学専攻のものに限る）・生物化学科等
3. 農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科・農芸化学科・農産化学科・園芸化学科・水産化学科・生物化学工学科・畜産化学科・食品化学科等
4. 工学部の応用化学科・工業化学科・化学工学科・合成化学科・合成化学工業科・応用電気化学科・化学有機工学科・燃料化学科・高分子化学科、染色化学工学科等の課程を修了した者
5. 化学に関する授業科目*²の修得している単位数が、必修科目・選択科目等を合わせて28単位以上、または必修科目の単位中50%以上である学科

イ 高等専門学校

学校教育法第115条に規定する高等専門学校工業化学科またはこれに代わる応用化学に関

する学課を修了した者。ただし、学科名により判断できない場合には、アの5.を準用し化学に関する科目*³を28単位以上修得していること。必要書類は卒業証明書の写し。

ウ 専門課程を置く専修学校(専門学校)

専門学校において応用化学に関する学課を修了した者。25 単位以上の化学に関する科目*³を修得していること。必要書類は卒業証明書の写し及び成績証明書の写し（修得単位が確認できるもの）。

エ 高等学校

学校教育法第50条に規定する高等学校において応用化学に関する学課を修了した者。化学に関する科目*³を25 単位以上修得していること。必要書類は成績証明書の写し（修得単位が確認できるもの）。

オ 大学院

学校教育法第 97 条に規定する大学院で応用化学に関する研究科を修了した者。応用化学に関する研究科への該当性の判断においてはアの1.~5.を準用する。なお、アの5.を準用する場合、大学と大学院の単位数を合算しても差し支えない。

* 2 詳細は令和 6 年 5 月 30 日付医薬薬審発0530第 1 号「毒物劇物取扱責任者の資格要件について」参照

* 3 化学に関する科目

次の分野に関する講義、実験及び演習とする。ただし、「化学」の文字が入っていない科目名であっても、講義内容等から総じて化学に関する科目と認められる場合には、単位数に算入して差し支えないこと。また、名称のみでは判断できない場合は、シラバスやカリキュラムにより授業内容を確認すること。工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生活化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学等 有機構造解析、無機材質学、マテリアル工学、高分子合成、食品工学、代謝生物学、機器分析、環境評価、環境リスク管理等

2 毒物劇物取扱者試験合格証

毒物劇物取扱者試験に合格すると、知事から各試験種別に応じた毒物劇物取扱者試験合格証が交付されます。この合格証は、毒物劇物取扱責任者の資格要件を証する大切なものですから、店舗内に掲示しておくとい良いでしょう。

3 毒物劇物取扱者試験合格証の書き換え

毒物劇物取扱者試験合格証の記載事項のうち本籍又は氏名に変更を生じたときは、合格証の書き換え交付を知事に申請することができます。(本籍の変更のみで、都道府県名に変更がなかったときは、申請をする必要がありません。)

ア 必要書類

- ① 毒物劇物取扱者試験合格証書き換え交付申請書 正副2通
- ② 合格証
- ③ 戸籍抄本を添えて、健康福祉センター（保健所）に提出してください。

なお、この申請の手数料は、無料です。

4 毒物劇物取扱者試験合格証の再交付

毒物劇物取扱者試験合格証を破ったり、汚したり、紛失してしまった場合には、合格証の再交付を知事に申請することができます。

ア 必要書類

- ① 毒物劇物取扱者試験合格証再交付申請書 正副2通
- ② 合格証（破ったり汚したりした場合）

この申請の手数料は、無料ですが、紛失してしまった場合、再交付を受けた後に紛失した合格証を発見したときは、速やかに知事にこれを返納してください。